

令和元年8月市営住宅新規入居者募集

令和元年8月市営住宅新規入居者募集を下記の日程で行います。
「入居者募集のしおり」をよく読んでお申し込みください。

1. 募集する市営住宅

樋川市営住宅（新築70戸 3LDK 多子世帯向け）
※農連市場地区の再開発に伴い建設中の市営住宅
（令和2年4月入居予定）
※定期入居（期限付き入居）となります。



2. 入居者資格および入居基準等

- 那覇市に住所を有している人、または勤務している人。
- 世帯の月収額が、法令で定められた基準内であること。
- 18歳未満の児童が3人以上いる世帯（18歳は含まない）。
- 入居期間は、最年少の児童が23歳に達する日以後の最初の3月31日までです。

3. 申込書・入居者募集のしおり配布期間及び申込期限

期間：令和元年8月1日（木）～20日（火）
申込期限：令和元年8月20日（火）（当日消印有効）

4. 申込方法

郵送での申し込みとなります。

5. 申込書・入居者募集のしおりの配布場所

市営住宅課（本庁舎8階）、総合案内（本庁舎1階）、真和志支所、首里支所、小禄支所
※閉庁時間帯、土曜日・日曜日・祝日の閉庁日は、本庁1階南側の守衛室窓口にて配付しています。

6. 選考方法

令和元年9月10日（火）公開抽選により決定します。

7. その他

保育所への入所を希望する世帯は、農連市場地区に建設中の教育保育施設で優先的に受け入れる予定です。
※優先入所できる児童数に限りがあります。詳細はこどもみらい課（☎861-6903）まで。

8. お問い合わせ

市営住宅課：指定管理者（株）琉信ハウジング ☎951-3242
（月～金曜日）8時30分～17時30分・（土曜日）8時30分～12時30分

プレミアム付商品券を販売します

商工農水課（専用窓口） ☎993・1055
※専用窓口は、8月1日からの開設となります

10月からの消費税率の引上げに伴う影響緩和の対策として、商品券の購入価格以上の買い物ができるプレミアム付商品券を10月から販売します。

プレミアム付商品券を購入できるのは？

① 非課税者分

令和元年度の住民税（均等割）が課税されていない人
ただし、次に該当する人は除きます

- ・住民税が課税されている人に扶養されている人（生計を一にする配偶者、扶養親族など）
- ・生活保護の受給者など



② 子育て世帯分

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子がいる世帯の世帯主



ひとりにつき、最大2万5千円分の商品券を2万円で購入できます。
子どもひとりにつき、最大2万5千円分の商品券を2万円で購入できます。

①②両方の要件に該当する人は両方の立場で商品券を購入できます。

申請から使用までの流れ

1. 申請する（非課税者分のみ）

- ・対象者（平成31年度市県民税非課税者）には、申請書を郵送します。（8月2日発送予定）
- ・申請書に必要事項を記入して、同封の返信用封筒で提出してください。
- ・申請期間は令和元年8月5日から令和2年2月14日まで
- ・子育て世帯分については申請は不要です。
- ※DV被害者で他の市区町村から住民票を移さずにお住まいの人については、現在お住まいの市区町村などにご相談ください。
- ※申請受付が始まっても申請書が届かない場合は、平成31年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。

2. 商品券の購入引換券が届く

【非課税者分】提出された申請書を審査後、決定通知書と一緒に購入引換券を郵送します。
【子育て世帯分】住民票記載の住所に世帯主宛に購入引換券を郵送します。（9月17日発送予定）

3. 商品券を購入する

- ・市が指定する店舗窓口で、現金と購入引換券・本人確認書類を提示し、商品券を購入してください。
- ・商品券は5千円単位で購入することもできます。（例）5千円分の商品券を4千円で購入
- ・購入可能期間▼令和元年10月1日から令和2年2月29日まで

4. 商品券を使用する

- ・商品券は次の期間中に、那覇市内の使用可能な店舗でご使用ください。（店舗募集中につき、決定次第広報します）
- ・使用可能期間▼令和元年10月1日から令和2年2月29日まで。
- ※商品券の転売や譲渡は行わないでください。
- ※おつりはできません。
- ※使用可能期間を過ぎての使用はできません。また、商品券の購入後は返金できません。必ず期間内にご利用ください。



プレミアム付商品券の販売店舗および取扱い店舗募集

那覇市プレミアム付商品券の販売を行う店舗および取扱い店舗を募集しています。詳細は、那覇商工会議所ホームページをご覧ください。

那覇市プレミアム付商品券事務局
（那覇商工会議所） ☎860・8411

消費税率引き上げへの準備はできていますか？

内閣府沖縄総合事務局からのお知らせです

10月から飲食料品と新聞を除き消費税率は10%へ引上げられます。スーパー、ドラッグストア、小売店、飲食店などで、飲食料品とその他の商品を購入する場合の消費税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率になり、レシート、領収書、請求書には、税率ごとに合計金額を記載する必要があります。

このため、経済産業省では複数税率対応レジなどへの買換え購入・改修経費への補助を実施しています。補助金を利用する場合は、申請期限があります。

今、お使いのレジは複数税率に対応しているか、

早めのご確認と準備をお願いします。また、中小・規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する「キャッシュレス・消費者還元事業」への参加受付も実施しています。



補助金の詳細は以下のURLをご覧ください
<http://kzt-hojo.jp/>



沖縄国税事務所・税務署からのお知らせです

- 消費税率軽減税率、レジ補助等について
- 内閣府沖縄総合事務局消費税率軽減税率対策室 ☎866・00035
- キャッシュレス・消費者還元事業について
- 内閣府沖縄総合事務局商務通商課 ☎866・1731

10月から消費税率が10%に引き上げられるのと同時に消費税率の軽減税率制度が実施され、消費税率が10%と8%の複数税率となります。制度実施に伴い、請求書などへの記載事項が変わりますのでご注意ください。

帳簿に追加で記載する事項
※軽減税率の対象品目である旨

令和元年	月	日	摘要	税区分	借方	貸方	残高
			前月繰越				10,800
10	1		三河屋 PON 買掛金	10%	4,950		15,750
10	1		三河屋 PON 買掛金 味噌	8%	756		16,506
10	2		軽減太郎 現金 飲食料品	8%	10,800		27,306
10	2		軽減太郎 現金 日用品	10%	11,000		38,306



【お問い合わせ】
那覇税務署 ☎867・3101
北那覇税務署 ☎877・1324
※音声ガイダンス「2」を選択